

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 職員区分別

(1) 市民病院

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	60.4%
全職員	62.4%

(2) 消防本部

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	88.9%

(3) 市民病院及び消防本部以外

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.7%
全職員	74.7%

2. 役職段階区分別（任期の定めのない常勤職員のみ）

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 市民病院

① 医師

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	92.2%
課長級	68.3%
課長補佐級	87.1%
主査級	—%

② 医療技師・看護師等

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	108.2%
課長級	97.9%
課長補佐級	97.7%
主査級	97.4%

③ 事務職等

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	—%
課長補佐級	91.8%
主査級	95.0%

(2) 消防本部

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	—%
課長補佐級	—%
主査級	92.0%

(3) 市民病院及び消防本部以外

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	98.4%
課長補佐級	97.2%
主査級	101.7%

3. 勤続年数区分別 (任期の定めのない常勤職員のみ)

(1) 市民病院

① 医師

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	87.0%
16～20年	—%
11～15年	98.7%
6～10年	75.0%
1～5年	80.6%

② 医療技師・看護師等

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.7%
31～35年	96.4%
26～30年	98.1%
21～25年	94.3%
16～20年	91.2%
11～15年	97.7%
6～10年	93.9%
1～5年	101.9%

③ 事務職等

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	109.7%
26～30年	82.4%
21～25年	—%
16～20年	82.9%
11～15年	101.6%
6～10年	—%
1～5年	76.2%

(2) 消防本部

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	87.2%
16～20年	—%
11～15年	100.1%
6～10年	108.2%
1～5年	99.4%

(3) 市民病院及び消防本部以外

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	94.0%
26～30年	88.8%
21～25年	88.5%
16～20年	79.8%
11～15年	87.0%
6～10年	89.6%
1～5年	90.5%

【説明欄】

- ・「男女の給与の差異」欄のうち、少なくとも一方の性別の職員が存在しない区分については、「— %」と表示している。また、対象者が一名かつ通年の勤務がない場合についても同様の表示をしている。
- ・短時間勤務の職員については、所定勤務時間数に応じた職員数の換算を行っている（例：週当たりの所定勤務時間数が 23.25 時間の場合、常勤職員の所定勤務時間 38.75 時間で除し、0.6 人として換算）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。